

第 1 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成 2 7 年 1 2 月 4 日 (金)

開会 午後 3 時 0 0 分

閉会 午後 4 時 3 0 分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 2 3 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	1 1	草場 道治	○	2 1	山口 満子	○
2	池田 良一	○	1 2	田代 三義	○	2 2	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	1 3	松本 初雄	○	2 3	平林 博文	○
4	西山 哲	○	1 4	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	1 5	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	1 6	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	1 7	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	1 8	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	1 9	江向 信夫	○			
1 0	島田 義忠	○	2 0	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 8 番 前田 節朗

17 番 古賀 正春

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係長	久保 克明
書 記	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第60号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第61号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第62号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第63号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 11件)	
議案 第64号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	(1件)

8. 報告事項

報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告第20号	農地の形質変更届出について	(3件)
報告第21号	形質変更工事計画変更届について	(3件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。今回は8番 前田委員、17番 古賀委員です。事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table data-bbox="359 862 1428 1288"> <tr> <td>議案第60号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第61号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第62号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第63号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td>利用権設定 通年 11件</td> </tr> <tr> <td>議案第64号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table data-bbox="359 1433 1428 1612"> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第20号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第21号</td> <td>形質変更工事計画変更届について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第60号	農地法第5条の申請について	5件	議案第61号	農地法第4条の申請について	2件	議案第62号	農地法第3条の申請について	7件	議案第63号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 11件	議案第64号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第20号	農地の形質変更届出について	3件	報告第21号	形質変更工事計画変更届について	3件
議案第60号	農地法第5条の申請について	5件																							
議案第61号	農地法第4条の申請について	2件																							
議案第62号	農地法第3条の申請について	7件																							
議案第63号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について	利用権設定 通年 11件																							
議案第64号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																							
報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																							
報告第20号	農地の形質変更届出について	3件																							
報告第21号	形質変更工事計画変更届について	3件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第60号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																								

事務局	<p>議案第60号 農地法第5条の申請の申請5件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、46番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、立花町南ヶ丘地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、47番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺</p>
-----	---

事務局	<p>の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、48番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図が11ページ、平面図が12ページ、断面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町柳井町です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、49番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、形質変更をされる場所の平面図が17ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町椿原地区です。</p> <p>借受人が、形質変更をするために工事用の仮設道路を建設するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、及び農用地区域内農地の</p>
-----	---

事務局	<p>区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当、及び第2の1の(1)のアの(イ)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、50番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページ、雨水排水計画図が21ページ、断面図が22ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町原屋敷地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電所を建設するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、転用面積が2haを超えていますので、大臣協議が必要な案件になります。県に進達後、県が農政局と協議をし、許可をされることになります。九電との契約が確実な書類としては、設備認定通知は添付されています。九電からの系統連系の承認の書類はまだ取れていませんが、12月中に承認がおりることを県が九電に確認をされていますので、今回受け付けることになりました。</p> <p>こちらは大野岳となりまして以前、取り下げになった場所を別の業者さんが転用される申請になります。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象とな</p>
-----	--

事務局	<p>っていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第60号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条46番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>南ヶ丘団地の真ん中に位置しまして、すでに上と下が宅地で家が建てられております。その間の畑地を転用するという事で伊万里市の都市計画用途地域の準工業地域に位置しておりましたので、特に問題はないと思ひ捺印をした所であります。</p>
議長	<p>46番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、47番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この申請につきましては、渚からずっと元〇〇議員の家の前を通っていきますと四差路に出ます。ちょうどそこに渚釜という入口がありました。そこ交差点の角でございまして、現状は畑でしたがすでにバラスが敷かれておりまして、とても農地に戻る状況ではありませんでした。周囲を見渡しても使われている農地はありませんでしたし、区長さんの捺印もありましたので許可しております。</p>
議長	<p>47番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、48番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	柳井町の小松製材所の真横ですが、農地はここ一枚しかございません。柳井町地区は生産組合長さんもおりませんで、区長さんから承諾をもらいまして私も承諾した所であります。 譲渡人と譲受人は親子です。
議長	48番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、49番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	早里、椿原線に牧島小学校の横から道路が出来ていますが、道路を付き渡ったカーブの上の減反田です。田んぼとしては使っておらず、これに仮設道路を作るという事でしたので、上の方に埋め立てると言っても問題があるのではないかと思いましたが、実際仮設道路として使われるという事でしたら後全部元に戻すと言う事でしたので、椿原の生産組合長さんと区長さんの印鑑がありましたので、私も現地を見に行きまして印鑑を押しました。
議長	49番について、御意見、御質問はございませんか。
3番委員	事務局にお尋ねですが、今回は仮設道路という事で申請をされていると思いますが、目的は残土処分だろうと思いますが、最終処分地の同意関係はどうなっていますか。
事務局	こちらは平成27年に形質変更届出が出ておりまして、その時に開発協議もされておりました。一時止まっておりましたが、また再開されるという事で農業委員会では、形質変更の工事計画変更を出して頂きまして工事の延長と都市開発課でも延長の手続きもされておりますので、地区の方の同意も形質変更される場所においては同意を取られていると思います。開発の方も済んでいると聞いておりますので、同意の方は取れています。

議長	<p>補足します。17ページにある計画の埋め立て後の平面図、前は横断図なども全部ついておりました。今回の申請場所は農地パトロールの際、確認しておりました。前は集落の上の方から道を利用して埋め立てる計画だったと思いますが、14ページの仮設道路と書いておりましたが、下からずっと持ってくるような計画に変更しないとならなかったようです。17ページの図面の通り仕上がるには、かなりの量の土量が入る計画だったと思います。</p>
7番委員	<p>ここだという場所のはっきり特定できないが、流末の水が早里、黒塩側に流れ込むという事で、木須西の区長さんとか早里の区長さんの確認はお取りになりましたか。</p> <p>必要ないと言えないんでしょうが、以前なにかここであったような気がして。</p>
議長	<p>14ページの仮設道路と書いてある下の方に小さな溝があります。</p>
7番委員	<p>これが早里の川に流れますもんね。</p>
議長	<p>平成20年に17ページの申請が出た時にその辺りの承認も頂いていたのではないのでしょうか。</p>
7番委員	<p>それから何かあっているのではないのでしょうかね。</p> <p>必要ないと言えれば必要ないのですよね。所在地が黒川なので。</p>
20番委員	<p>所在地は木須になります。持ち主が前田さんになっていますが〇〇さんの上の方にあります。下が譲渡人の土地です。仮設道路を作るといふ田んぼの横に川があります。</p>
7番委員	<p>詳しくはわかりませんが、そういう何かがあっているはずですので、木須西の区長さんにも伝えていたほうがいいのかなと思いました。</p>

事務局	仮設道路については、木須西の区長さんに同意等はもらっていません。もしかすると開発協議の方で同意を取られているかもしれませんが、そこまでは確認しておりません。
7番委員	仮設道路を作るにしても、たくさん土量がきますからその汚水が川に流れ込みますもんね。この件は慎重にしていた方がいいのかと思います。
事務局	木須西の区長さんが去年ここをする段階で建設部と協議をされたと思います。開発協議の中に人を集めて話しをされたと思います。確認をします。
議長	最後仕上がったら沈砂地と調整池は付くような図面にはなっているんですよね。ここまでが本題という事です。
20番委員	何年になっているのですか。
議長	申請の時はどうなっているのですか。
事務局	一応5年間の計画という事でしたが、一時転用が最長3年間になりますので、一旦3年で出して頂き3年で終わらなければ期間が切れる前に延長という形で出し直して頂きようお願いしております。今のところ5年間と聞いております。
20番委員	私の聞いているところでは、一時申請を出して、もうしないと辞めた状態もあったようです。また、早里から樁の狭い路に途中何か所か離合場所を作るけど、もう大変でしょうね。今草払いはしているみたいですけどね。
7番委員	手続きが済んでいたら、問題はないのですが、念のため、木須西の区長さんとの経過も知っていた方がいいと思います。

議長	2 t や 4 t トラックで持ってくるでしょうけど、これだけの量であれば 10 輪車も通るでしょうから。市道の舗装も強くないようですから。
20 番委員	14 ページの地図の中に、黒くズルズルと線がありますが、これはなんですか。
事務局	道路と字界が重なっているだけだと思います。
議長	続きまして、50 番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	これは以前、この会議にかけてから県の審査の段階で承認不足という事で却下されたそうです。それでまたこの話が繰り返していると思っております。前は私の方までご相談がありましたが、今回はあっておりません。前回承諾しているので、良いという事でしょうか。
事務局	いえ。こちらは行政書士さんが入られておまして、工事の計画変更などあっておりましたので、同意をうけられている方には説明し直しをされていますかとお話しをした所、しておりますとの事でした。担当委員さんの同意が 27 年の 5 月に同意をして頂いております。
担当委員	行政書士さんはどの方ですか。
事務局	〇〇さんです。もしかすると同意は、譲受人から貰われているかもしれないです。

担当委員	そうですか。少し前だったですね。ここは、大野岳の山頂です。山頂の野菜畑の後に太陽光発電をされるとの事です。この会社は町内でも3か所ぐらい、太陽光発電設備を設置されています。宜しくお願いいたします。
議長	50番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	以前の申請を辞めた時は、九電との関係がだめで、できなかったのですか。
事務局	九電の方の承認が下りなかったとの事です。同じ土地に二つの業者さんから申請があっていたという事で、どちらかが取り下げないと許可が下せないという事でその調整をされていて、以前申請されていた業者さんが取り下げられ今回の業者さんの方で進められていて、まだ許可は下りていませんが12月中には九電の許可も下りるという事で経済産業省の設備認定通知は手続きが済んで書類もチェックされております。
20番委員	譲渡人は〇〇運輸ですね。あの土地は譲渡人が買っていたんですか。
議長	はい、その前にですね。譲渡人が大野岳出身なので、みんなまとめて買ってくれと言われて、野菜作ると言って3～4年は一生懸命されておりました。
16番委員	太陽光を、今、申請して許可が下りるんですか。以前、許可が下りなかった大坪の屋敷野と比べたら少し面積が大きいぐらいで、なぜ、許可が下りたんですか。
事務局	前月変更があった〇〇さんの所の件ですよ。あそこは現地在が2段に分かれていて、当初は1段目と2段目とそれぞれ別申請でし

事務局	<p>てあって九電が見にこられて、二つを両方するとなると低圧じゃなく、大規模な発電になるという事でした。</p>
16 番委員	<p>いやいや。そうじゃなくて、〇〇さんは工事がいつでもできるようになっていたが、だめで。今回は同規模位なのに、許可が出るってというのは、会社とつながっているんじゃないかなと思ったんですが。</p>
事務局	<p>面積の大きさではなく、低圧や高圧の種類の種類の方法だと思われます。</p>
議長	<p>他に質問ないでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第60号 農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第61号 農地法第4条の申請2件についてですが、27番につきましては、16番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。まず、議案第61号農地法第4条の申請27番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号 農地法第4条の申請27番について御説明します。</p>

事務局	<p>議案の3ページ、27番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、断面図が26ページから27ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>申請人が、貸店舗用地(貸駐車場)を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第61号 農地法第4条の申請27番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>下の方から上の図面に向かって南波多の方に向かうのですが、右側に焼肉屋、〇〇が丘左側に自動車販売会社、左の角のこの所です。ここに、コンビニが建てられるので、その駐車場として使いたいと元の〇〇産業の所ですが、そういう事でありました。この都市計画区域の準住居地域でありましたし、現状は田でしたけども特に問題となる事はないと思ひ捺印をしました。</p>
議長	<p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、16番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>農地法第4条の申請28番について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>農地法第4条の申請28番について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、28番になります。</p> <p>図面は、案内図28ページ、字図が29ページ、土地利用計画図が30ページ、断面図が31ページから32ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>申請人が、貸店舗用地(貸駐車場)を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第61号 農地法第4条の申請28番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、28番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>27番で申し上げた通りです。接続している農地です。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
担当委員	<p>コンビニの店舗はどこに建てられるのですか。</p>
16番委員	<p>〇〇産業の従業員駐車場になっているところです。</p>
議長	<p>他に質問はないでしょうか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第61号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>続きまして、議案第62号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>議案の4ページから5ページになります。</p> <p>84番から90番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページ～5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第62号農地法第3条の申請7件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御説明します。</p> <p>議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p>
事務局	<p>今回は借受人が7名、貸付人が10名で、面積は、田が35,822㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細</p>

事務局	<p>書に記載しているとおりで。申出書を7～12ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上11件です。</p>
議長	<p>議案第63号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年11件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
3番委員	<p>利用権設定という事でここに利用目的に水稲で利用権設定していて、12月から麦もしたいとなった場合それは出来るのですか。</p>
事務局	<p>申し出の分は、水稲・麦と書いてありますが、利用権設定の方でそちらは問題ないです。</p>
3番委員	<p>利用権設定という事でここに利用目的に水稲のみで契約していてもですか。</p>
事務局	<p>あくまで農地に対しての利用権設定ですので、目的までは縛りはないです。当初は水稲を作るだけだったが、後から麦を作りたいと言う事ですよ。</p>
3番委員	<p>利用権設定という事でここに利用目的に水稲のみで契約していて、後から麦だけ作っても大丈夫ですか。麦だけ作りっぱなしで。</p>
議長	<p>質問してらっしゃるのが、夏場に水稲を作らなかつたら草刈りをしなくなり、周りに迷惑がかかると。</p>

3 番委員	それも確かにありますが、水稻で契約しているけども、裏作まで出来るのかって事です。
事務局	裏作まで出来ると思います。農地を利用する形なのでそこまでは出来ると思います。
3 番委員	農地の契約だけしていれば何でも良いという事ですね。
事務局	麦だけされる場合は通常は期間借地をお願いしておりました。表は所有者が作られるので裏しか使わず表は遊んでいるという状態は農地を利用するとはあまり良くないですね。
2 番委員	借地料を払っていれば問題ないと思いますが。
事務局	麦しか作らないのであれば、仮に所有者さんがだったら米を作る予定だったのにと言われるところに繋がるのかなと思います。
2 番委員	思うおう、思わないは関係なく借地料を払っていれば問題ないと思うけど。
事務局	問題はないと思います。
18 番委員	160番ですね。その契約が10aの借地料が12000円と金額になっているのですが、他の所はだいたい30kgぐらいで地域は決めていた。それで皆さんにお願いしているんですが。160番の所有者は東京の人なので、借地料が高いですね。借主が納得しているなら問題ないでしょうが。地域として問題が今後出てくるかもしれない。あの人は幾らで貸しているからなど。161番は話し合いをして10aを30kgとしてもらっているんですが、他の地域では、どういう状況でしょうか。

事務局	私の認識では、10a 当り 30kg ですが。他の農業委員さんの地域ではどうでしょうか。
18 番委員	160 番の利用目的は、水稻となっていますが。米も麦又は大豆も作られています。
事務局	160 番の借り手ですか。
18 番委員	借り手は、米、麦、大豆を作っていますが、貸し手の方は横浜にいらっしゃるので、それだけの土地の価値があるだろうと思ってらっしゃる。借り手には、地域のバランスがあるので、貸し手に相談したらとアドバイスをしていたんですが。
事務局	この高い借地料だと、貸し手が地域の他にも農地を持っていて、他の借り手にも影響が出るとの事ですね。
5 番委員	私の場合ですが、西宮の人の農地を借りて作っていますが、これは、管理してくれということで無償です。それから福岡在住の方の農地を作っている人がいますが、これは逆に 10a 当り 10,000 円。それから、地域内で耕作をお願いしている人は、借地料を取っていないですね。
16 番委員	155 番、156 番は私の地域ですが、基盤整備もされていないので、ただでお願いしますとなります。基盤整備された古賀地区とかは 10a 当り 30kg ですが。用途地域とかは無償ですね。
18 番委員	そうですね。これが例になれば良いですが。
議長	無いようですので、議案第 63 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 11 件については申出のとおり決定します。 <なし> 続きまして、議案第 64 号農業経営基盤強化促進法による農地売

議長	買等特例事業に伴うあっせん委員の指名 1 件についての説明を事務局からお願いします。
事務局	<p>議案第 6 4 号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 1 3 ページの 5 番です。</p> <p>案内図と字図が 1 4 ページになります。</p> <p>あっせんの申出が東山代町で出ております。東山代町長浜地区での申出であるため、西部地区担当の福田委員と山口満子委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について御説明します。</p> <p>議案は 1 5 ページを御覧ください。</p> <p>2 7 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>報告第 1 9 号については以上 1 件です。</p>
議長	報告第 1 9 号農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について、御質問はございませんか。

	<p><なし></p> <p>続きまして、報告第20号農地の形質変更届出3件について、事務局から説明をお願いします</p>
事務局	<p>報告第20号農地の形質変更届出3件について説明します。</p> <p>議案の16ページの7番になります。</p> <p>図面は、案内図が33ページ、字図が34ページ、土地利用計画図と断面図が35ページになります。</p> <p>申請地は南波多町府招上地区です。</p> <p>こちらは市道より低いため、道の高さまで嵩上げして畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして8番になります。図面は、案内図が36ページと字図が37ページ、土地利用計画図と断面図が38ページになります。</p> <p>申請地は南波多町府招上地区です。</p> <p>こちら市道より低いため、道の高さまで嵩上げして畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして9番になります。図面は、案内図が39ページと字図が40ページ、土地利用計画図が41ページ、断面図が42ページになります。</p> <p>申請地は大川駒鳴地区です。</p> <p>こちらは水はけが悪いため、嵩上げし畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第20号については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、7番、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>7番8番同時に説明したいと思います。すでに埋め立てをされて</p>

担当委員	<p>おります。という事は、ある所から大量の土砂が出まして、それがどこへ行くのかとの事でここに候補が上がりまして埋め立てられております。市道の高さまでですね。</p>
議長	<p>7番、8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>案内図にもありますように、駒鳴駅の少し手前の白水という所です。松浦川とJR筑紫線の線路の間に挟まれた所です。隣が嵩上をされまして、自分の所が低いので水が溜まるという事で埋め立てたいという事です。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、報告第21号農地の形質変更工事計画変更届出3件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第21号農地の形質変更工事計画変更届出3件について御説明します。</p> <p>議案の17ページ、4番になります。 申請地は大坪町白野地区です。 工事中残土使用のため、土不足により盛土の搬入が遅れており、工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>続きまして、5番になります。 申請地は松浦町岳坂地区です。 土砂不足のため工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p>

事務局	<p>続きまして、6番になります。</p> <p>申請地は、黒川町椿原地区です。</p> <p>当初見込まれた嵩上げに必要な良質の残土量が不足したため、工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第21号については以上3件です。</p>
議長	報告第21号農地の形質変更工事計画変更届出3件について御質問はございませんか。
7番委員	ここに、形質変更の理由で畑として利用したいと書いてありますが、先ほど5条で出てきた地区のすぐ近くの土地ですよ。こういった時に畑として利用されなかった時にはどうなりますか。
事務局	畑として利用されなかった時は利用意向調査をかけて農地として使うような指導があると思います。
7番委員	強い指導が出来るのですか。
事務局	強い指導まではないと思います。
7番委員	じゃ届出書は、農地として使用するとすれば、何を書いても良いのでね。
事務局	現状は、計画ですので。
7番委員	計画だから許可するんですね。
事務局	農地を農地外にしたという事で指導ができると思います。

議長	他にないでしょうか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第12回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>